十四　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による後期高齢者医療給付の支給に関する事務（当該支給を除く。）であって総務省令で定めるもの
十五　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）による特別永住許可、特別永住者証明書の交付又は特別永住者からの届出に関する事務であって総務省令で定めるもの
十六　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）による保険給付の支給に関する事務であって総務省令で定めるもの
十七　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）による署名用電子証明書の発行、利用者証明用電子証明書の発行又はこれらが効力を失っていないことその他の事項の確認に関する事務であって総務省令で定めるもの
十八　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）による個人番号の指定又は個人番号カードの交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
十九　都道府県知事又は指定都市の長が作成する知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）にいう知的障害者に関する情報を記載した手帳の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
二十　市町村長が作成する印鑑に関する証明書の交付に関する事務であって総務省令で定めるもの
二十一　前各号に掲げるもののほか、政令で定める事務
二十二　前各号に掲げるもののほか、法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づく条例の規定による申請等以外の申請等の受理、当該申請等に対する処分その他の当該申請等の処理に関する事務のうち、条例で定めるもの
二十三　前各号に掲げる事務に係る地方自治法第二百二十七条の規定による手数料の徴収
二十四　第一号から第二十二号までに掲げる事務に係る行政手続法による同法第二条第三号に規定する申請に対する同条第二号に規定する処分に関して行政庁が行うこととされている事務であって総務省令で定めるもの
備考　総務大臣は、次の各号に掲げる総務省令を定めようとするときも、同様とする。
一　第一号、第八号及び第十五号の総務省令　法務大臣
二　第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十一号まで、第十四号、第十六号及び第十九号の総務省令　厚生労働大臣
三　第七号の総務省令　国土交通大臣
四　第十三号及び第十八号の総務省令　内閣総理大臣

（市町村の合併の特例に関する法律の一部改正）

第四条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「直ちに、」の下に「当該」を加え、同条第四項中「すべて」を「全て」に改め、同条第六項中「第二百五十二条の二第一項」を「第二百五十二条の二の二第一項」に改める。

第四十五条第一項中「政令の」を「政令で」に改め、同条第五項中「決定及び」を「決定、」に改め、「意見」の下に「及び前項に規定する書類」を加え、「報告し、かつ、その」を「報告するとともに、当該決算の」に改め、同条第六項中「決算の提出」を「前項の規定により決算の報告」に改め、同条に次の二項を加える。

7　合併特例区の長は、合併特例区協議会が第二項の規定による決算の認定をしない旨の決定をした場合において、当該決定を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を合併特例区協議会に報告した上で、合併市町村の長に報告するとともに、当該措置の内容を公表しなければならない。

8　第六項の規定は、合併市町村の長が前項の規定により同項の措置の内容の報告を受けたときについて準用する。

第四十七条中「第九項」を「第十項」に改め、「読み替える」の下に「ものとする」を加える。

第四十八条第三項中「合併特例区規則」と、「議会」を「合併市町村の条例」と、「議会」に改め、「出席構成員」と」の下に「、「ならない」とあるのは「ならない。この場合において、合併特例区は、合併市町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得てする当該合併市町村の長の承認を受けなければならない」と」を加える。

第四十九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　合併特例区は、次に掲げる場合には、合併特例区協議会の同意を得た上で、合併市町村の長の承認を受けなければならない。

一　負担付きの寄附又は贈与を受ける場合
二　法律若しくはこれに基づく政令又は合併特例区規則に特別の定めがある場合を除くほか、その権利を放棄する場合
三　合併市町村の条例で定める重要な公の施設につき合併市町村の条例で定める長期かつ独占的な利用をさせる場合
四　合併特例区がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（合併特例区の長の処分又は裁決（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による合併特例区を被告とする訴訟（以下この号において「合併特例区を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（合併特例区の長の処分又は裁決に係る合併特例区を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あっせん、調停及び仲裁に関する行為を行う場合

第五十一条第二項中「提出し、かつ」を「提出するとともに」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、「受けた」の下に「とき、及び第三項の規定により意見の提出を受けた」を加え、同項を同条第六項とし、同条第二項の次に次の三項を加える。

3　合併市町村の監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該合併特例区の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。

4　第二項の規定による監査の結果に関する報告の決定又は前項の規定による意見の決定は、合併市町村の監査委員の合議によるものとする。

5　合併市町村の監査委員から第二項の規定による監査の結果に関する報告の提出があった場合において、当該監査の結果に関する報告の提出を受けた合併特例区の長又は合併特例区協議会は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、当該措置の内容を合併市町村の監査委員に通知しなければならない。この場合において、合併市町村の監査委員は、当該措置の内容を公表しなければならない。

第五十三条中「及び第四項、第四十一条」を「、第四十一条」に改める。

第五十四条第一項中「第四十八条第二項」の下に「、第四十九条第二項第二号」を加え、「、第二項及び」を「及び」に、「第二百四十四条の二第二項から第四項まで」を「第二百四十四条の二第三項」に改める。

（市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部改正）

第五条　市町村の合併の特例に関する法律附則第二条第一項ただし書の規定によりなおその効力を有するものとされた同法の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二、第二百四十三条の二の二第一項」に改め、「第八項」の下に「、第二百四十三条の二第一項及び第二項」を加える。